

2025

栃木県商工会連合会職員採用試験ガイド

栃木県商工会連合会

会員企業の繁栄・発展を目指して



栃木県商工会連合会
会長 薄井 正明

商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく会員を支援するために様々な事業を実施しています。

商工会は、法律（商工会法）に基づいて、主に旧町村部に設立された公的団体で、栃木県内には33の商工会と県連合会があります。

商工会の会員等は、様々な業種の事業者等で、本県で約1万6千事業者等が加入されています。加入している事業者の割合（組織率）は、6割弱です。

幅広い業種の事業者が加入し、これだけの規模と組織率を有する団体は他にはありません。

現在、県内の多くの小規模事業者は、原材料の高騰、円安、人手不足等により、あらゆる業種で大きな影響を受けております。

しかし、地域を明るく元気にするのは、地域の事業者です。

その地域の事業者である「商工会員」を元気にし、繁栄・発展へと導く「商工会」の一員として、一緒に汗をかき、知恵を絞って魅力ある商工会をつくりましょう。

令和6年12月

● 商工会とは ～目的と性格～

1. 商工会とは

商工会は商工会法に基づく特別認可法人であり、商工会法第3条では、商工会の目的を次のように規定されています。

「商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。」

そして、商工会法第11条では、商工会はその目的を達成するために、以下の事業を行うものとする事が規定されています。

- 一 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- 二 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 商工業に関する調査研究を行うこと。
- 四 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- 五 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。
- 六 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- 七 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- 八 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。(どのように?)
- 九 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- 十 前各号に掲げるもののほか、商工業者の委託を受けて当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む。)を処理し、その他商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2. 商工会の2つの性格

商工会は、会員の参画により自主的な運営を行う地域総合経済団体ですが、機能として、地区内のすべての商工業者の発展を推進する支援機関でもあるという2つの性格を有しています。

(1) 地域総合経済団体としての性格

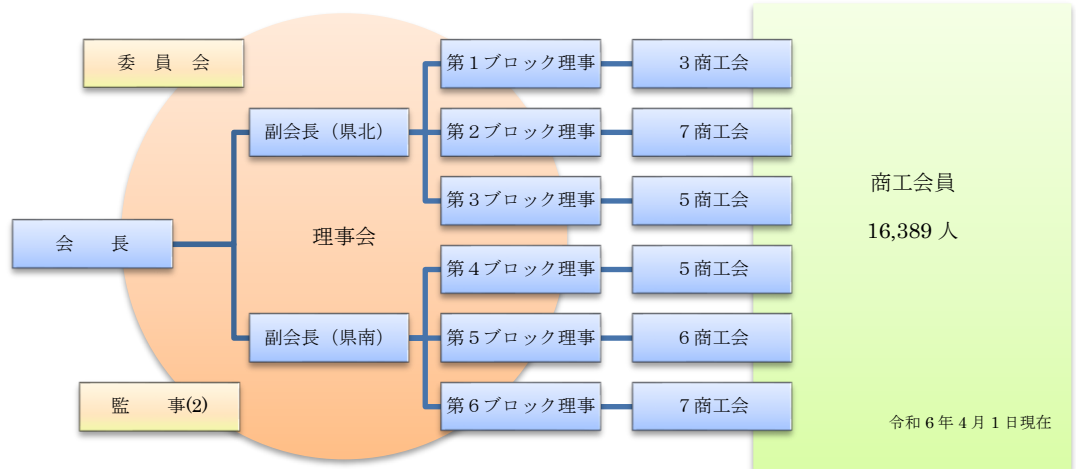
商工会は、地域の商工業者が集まり、経営課題への対応や社会的地位の向上を図る活動などを自主的に行う、地域に密着した唯一の総合経済団体です。商工会法は、この地域総合経済団体としての組織について規定した組織法です。

(2) 支援機関としての性格

他方、商工会は、都道府県等の助成を受けて、地区内の小規模事業者や創業予定者を対象とした、経営や技術の改善発達を支援する経営改善普及事業を実施する「支援機関」としての性格も有しています。経営改善普及事業については、小規模支援法が根拠法になります。

● 栃木県商工会連合会組織図

連合会は、会長を筆頭に副会長 2 名、専務理事、県内商工会の6ブロック代表、青年部・女性部連合会の会長、12名を役員として、事業運営がされています。



● 県内 33 商工会

商工会は、栃木県内全市町に 33 あります。

令和4年4月に小山市内の間々田・小山市美田・桑絹3商工会が合併し、小山市おもいがわ商工会が誕生しました。



矢板市商工会	藤岡町商工会
上三川町商工会	岩舟町商工会
下野市商工会	都賀町商工会
うつのみや市商工会	塩谷町商工会
西方商工会	氏家商工会
粟野商工会	高根沢町商工会
足尾町商工会	喜連川商工会
にのみや商工会	那須烏山商工会
益子町商工会	那珂川町商工会
茂木町商工会	黒羽商工会
市貝町商工会	那須町商工会
芳賀町商工会	那須塩原市商工会
壬生町商工会	西那須野商工会
石橋商工会	湯津上商工会
野木町商工会	佐野市あそ商工会
小山市おもいがわ商工会	足利市坂西商工会
大平町商工会	

● 給与・勤務条件

○ 初任給

※令和7年4月1日(予定)
新卒者以外の初任給は、学歴、
職歴によって加算されます。

学 歴	初任給(給料月額)
大 学 卒	225,600 円
短 大 卒	207,400 円
高 校 卒	194,500 円

○ 諸手当

扶養手当、通勤手当、住居手当など毎月支給されるものと、夏季・年末に支給される期末・勤勉手当があります。

○ 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで

○ 休 日

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

○ 休 暇

年次有給休暇(年間20日)のほか、夏季休暇、結婚休暇、育児休業など就業規則に定められた様々な休暇制度があります。

○ 職務内容

商工会事業の事務全般

なお、簿記検定3級資格を有していない方は、採用後、1年以内に、簿記3級の資格を取得していただきます。

● 人事・研修・福利厚生

○ 出向について

連合会で採用後、在籍のまま県内商工会に出向(勤務)することとなります。原則として7年で出向先の変更があります。また、出向元である連合会での勤務もあります。

○ 昇任について

経験年数や資格試験、人事管理委員会の職制任用試験等により任用されます。〔主事補→主事→主任→主査→課長→(事務局長)〕

○ 研修について

採用後に、新任職員研修があります。また、その後も、職員の職制に応じて求められる基本的な知識、技能等の習得及び意識の向上を図ります。

○ 福利厚生について

健康保険、厚生年金、雇用保険、介護保険及び労災保険加入

永年勤続優秀職員に対する表彰制度

職員協議会(互助会)における永年勤続者への記念品贈呈、人間ドック等健康診断受診費用の助成金給付、公的資格取得に対する記念品支給 ほか

● 受験資格

①
大卒程度

- 1) 平成9年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
- 2) 令和7年3月までに学校教育法に基づく大学・大学院(短期大学を除く。)を卒業・修了した者、または見込の者

②
高卒程度

- 1) 平成11年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者
- 2) 令和7年3月までに学校教育法に基づく高等学校及び短期大学を卒業した者、または見込の者

上記①、②とも、日本国籍である者

但し、次のいずれかに該当する者は、応募できません。

- 1) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- 2) 禁錮以上の刑に処せられたことがある者
- 3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

● 試験の流れ

※採用人数に達した場合、第3回募集を実施しないことがあります。

受験手続

【第2回募集】令和6年12月 2日(月)～令和7年1月22日(水)

【第3回募集】令和7年 1月23日(木)～令和7年2月12日(水)

※持込・郵送共に書類必着

【提出書類】・本人自筆の履歴書 ・成績証明書 ・卒業(見込)証明書

受験希望者は、受付期間に提出書類を揃えて、栃木県商工会連合会総務課に持参の上、受験票を受け取ってください。郵送する場合は、受験票を送付しますので、あて先、あて名を記し、110円切手を貼付した返信用封筒も同封してください。

履歴書用紙は、商工連ホームページから専用紙をダウンロードしてください。但し、新規高等学校卒業予定者にあつては、全国高等学校統一応募書類での手続きが可能です。

なお、提出された書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

筆記試験

【第2回募集】令和7年 1月29日(水)

【第3回募集】令和7年 2月17日(月)

【試験内容】・職場適応性検査 ・一般教養試験 ・小論文



面接試験

【第2回募集】令和7年 2月 7日(金)
【第3回募集】令和7年 2月27日(木)
【試験内容】・面接



合否 決定・通知

- ・試験結果を踏まえ、商工会等職員採用試験委員が合議により合否を決定します。
- ・補欠合格制度※1 を採用します。
- ・試験結果は、受験者に郵送等で連絡します。
- ・発表日の午前 10 時に商工連 HP に受験番号のみ掲載します。
- ・試験結果について、電話等による問い合わせには一切応じないこととします。

※1 補欠合格制度

採用予定時期までに、合格した者が採用を辞退し、又はその他合格した者が採用され得ない事業が生じるなど、採用予定者に欠員が出た場合、若しくは職員に欠員が生じる等により採用計画が変更された場合、補欠合格した者を試験結果の順位により繰り上げて合格とし、採用することができるものとします。

なお、補欠合格した者のうち合格と決定された者については速やかに就職意思の確認をし、就職意思のある補欠合格した者については採用予定時期に採用します。

採用

最終合格者は、令和7年4月1日付け採用となります。

〒320-0806

宇都宮市中央3丁目1番4号 栃木県産業会館6階

TEL 028(637)3731 FAX 028(637)2875

URL <https://www.shokokai-tochigi.or.jp>

栃木県商工会連合会 総務課